

第 8 回京都市奨学金等返還事務監理委員会

日時：平成 2 4 年 1 1 月 2 0 日

○事務局

皆様、おはようございます。

それでは、ただいまから第 8 回京都市奨学金等返還事務監理委員会を開催させていただきます。

本日は、委員の皆様方には大変お忙しい中、御出席を賜りまして誠にありがとうございます。

この監理委員会は、地域改善対策奨学金等の返還債務の取扱いについて、透明性、客観性、公平性を確保するため、第三者の目からの厳しいチェックや客観的な審査を行っていただくもので、条例の規定に基づき設置されたものでございます。

したがって、当委員会の会議は原則公開とし、傍聴席も設けさせていただいておりますので、あらかじめ御了承をお願いいたします。

また、前回の委員会の了解事項及び議事録につきましては、既に安保委員長に御了解をいただいたうえで、私ども人権文化推進課のホームページで公表をさせていただいております。本日のお手元の資料にも資料 6 及び資料 7 として添付させていただいているところでございます。

それでは、議事の進行につきまして、安保委員長、どうぞよろしくお願いいたします。

○安保委員長

それでは、議事に入らせていただきたいと思います。

本日の報告案件は 2 件でございまして、まず最初の報告案件の「奨学金返還事務の取組状況」について、事務局から報告をお願いします。

○事務局

奨学金等の返還事務事業を担当しております担当課長の西尾でございます。よろ

しくお願いいたします。失礼ながら着席して御説明をさせていただきます。

それでは、「奨学金返還事務の取組状況」について、平成24年9月末日現在の状況を御報告いたします。

なお、9月末日現在といいますのは、平成23年度の奨学金返還年度の年度末をお示しするものとなります。

資料1を御覧ください。まず、「1 平成13年度以降に返還の始期を迎えた債権に係る取組状況」につきましては、平成20年に奨学金制度を抜本的に見直したことによって、新たに返還を求めることとなった借受者を対象としたものでございます。

「(1) 借受者別の返還に関する手続の状況」でございます。借受者総数につきましては1,404人でございます。

まず、「①免除中」の状況につきましては、所得が一定基準以下などのため、平成23年度返還分が免除されている方を示しております。これらの方が1,212人となっており、借受者のうち86.3%、9割近くの方が免除決定を受けていることになります。

次に、「②猶予中」につきましては、在学中などのため、平成23年度返還分が猶予されている方を示しております。これらの方が41人となっており、借受者のうち2.9%の方が猶予決定を受けていることになります。

一方、「③返還請求」につきましては、それら免除または猶予の決定をしておらず、返還を請求している方を示しております。これらの方が151人となっており、借受者のうち10.8%の方に実質的な返還を求めていることになります。

「③返還請求」の内訳を見てみますと、「④返還済」というのは、平成23年度返還分を返還済みである方を示しており、71人であり、「③返還請求」のうち47.0%に当たっております。ただし、今後の返還や免除の見込みを踏まえまして、約7割程度になるものと考えております。

次に、返還請求を受けても平成23年度の手続をされていないのが「⑤23年度

未手続」の区分の方となります。そのうち滞納は、平成２２年度返還分以前を含めて何らかの滞納があり、督促、催告手続の対象となる方を示しており、８０人となっております。その具体的な内訳については、（注３）として、「滞納がある者８０人の内訳」で示しております。９月末までに返還等がなく、平成２３年度分が新たに滞納となった方が３９人であり、それらを除くと、以前からの滞納者は４１人となっております。

内訳を見ますと、返還見込３１人は、履行期限を遅れながらも返還の見込みのある方であり、相談中１３人は具体的な返還手続中で、免除が見込まれている方でございます。

したがって、実質的な滞納者と言えるのは、所在不明４人を除き、裁判手続着手２人にその他３０人を加えた３２人となります。

さらに、その他３０人の内訳でございます。おおむね拒否されていると判断している方が１３人で、訴訟を視野に入れた言動をされたり、面談を拒否されている方となっております。それ以外の１７人は、返還手続に応じるとの明確な意思の確認にまでは至っておりませんが、継続して返還手続の依頼をしている方、保証人、借受者のいずれかの方と面談はできますけれども具体的な相談にまでは至っていない方、面談をする機会を得ることが困難な方などとなっております。

ここで、実質的な滞納者と言える方を借受者総数に対する比率で見ますと、その他３０人に裁判手続着手２名を加えた合計３２人で見れば約２．３％であり、その他のうちのおおむね拒否されている１３人に裁判手続着手２人を加えた合計１５人で見ると約１．１％となっております。

なお、（注２）でございますが、滞納額がある者の総人数につきましては、現在は免除の適用中となっているものの、滞納分を分納誓約している方などが１９人おられますので、先ほどの８０人にこれを加え、９９人となります。

また、所在不明者につきましては、前回の報告では９人としておりましたが、４人へと減少しており、この間に５人の方の所在が判明し、何らかの手続をし

ていただいているところでございます。

次に、「（２）平成２３年度返還分に係る免除、猶予及び返還請求の状況」についてでございます。これは、高校、大学別、かつ、年度別、すなわち債権単位での返還債務の状況を示すものでございまして、そのうち直近の返還年度である２３年度分に関するものでございます。したがって、計上している件数が、先ほどまでの実人数での表記とは相違しておりますので御注意をいただきたいと思っております。

具体的に、件数ベースで見てまいりますと、対応すべき件数は１，７１８件となっております。

そのうち猶予となっているものは、【返還猶予の内訳】として、隅括弧で示しておりますが、「在学中のため」のもの３６件、「収入の大幅な減少のため」のもの５件、「長期不在のため」のもの１件、「所在不明であったため」のもの２件、合計４４件、２．６％となっております。このうち「長期不在」というのは、海外に長期滞在していることが判明し、返還手続をすることができないものでありまして、「所在不明であったため」というのは、所在不明者の所在が調査の結果判明し、返還手続をしていただけたものの、既に履行期限が経過した部分を猶予したというものでございます。

また、「免除」となっているものは、年間所得が基準以下、すなわち生活保護基準の１．５倍以下に該当したもので１，５１１件で、８７．９％となっております。

一方、免除や猶予とならず、返還をいただくべき件数は１６３件で、そのうち収入し完納となっているものが７１件となっております。これを返還請求額に対する収入額の比率で見ますと４５．３％となっております。これも今後の返還見込みを加えますと７割程度になるものと見込んでおります。

次に、２ページの隅括弧の【履行期限の延長の状況】を御覧ください。先ほどの返還請求１６３件のうちに履行期限の延長の措置を行っている方が１５件、１３人であることを示しております。これは所得が一定基準以下、具体的には免除判定基準には該当しないものの、旧自立促進援助金の支給判定基準には該当する所得の場

合などに、返還を行うべき残期間と同期間を限度として返還期間を延長し、1年当たりの返還金額を最大で半減するというものでございます。

なお、この取扱いに係る一部見直しにつきましては、後ほど御意見を頂戴する予定でございます。

次に、「(3) 督促・催告等の実施状況」でございます。これは、前回監理委員会での報告後、平成24年4月以降の催告、特別催告などの実施状況を示すものでございます。これらの催告、特別催告などの結果、先ほど御説明したように、平成24年9月末時点での滞納者数が、平成23年度からの新規滞納者39人を除き、41人となり、さらに裁判着手者2名を除くと39人となったということでございます。

督促、催告の実施につきましては、各返還年度の履行期限である9月末日の後、12月に督促し、その後、約1年をかけて、3月、6月、9月、12月と合計4回程度の催告をすることとしております。その後は、やむを得ず裁判手続に移行していくこととなりますが、当面、滞納金額100万円以上となるものを対象とし、別途11月に最終催告などの手続を経ることとしております。

また、滞納金額が100万円未満のものに対しては、4月、9月に特別催告を実施することとしております。

ここでは、平成22年度返還分からの新規滞納者への取組と、それより前の返還年度分からの滞納者への取組を区分して示しております。

まず、平成22年度返還分からの新規滞納者については、「ア 督促・催告の実施（新規滞納分）」の表に示しております。

平成24年4月に、7人の対象となる借受者がおり、6月1日及び9月3日にそれぞれ相談中を除き、督促を含む催告をしております。その結果、返還手続をしていただいた方が合わせて3人でした。したがって、督促、催告や相談による効果といたしましては、6月以降の4か月間で7人に対して3人ですので、約42.9%の進捗が図られたことになります。

その詳細を「【督促・催告後の返還手続の内訳】」で見えますと、手続の内訳は、完納した者2人、分納誓約などをした者が1人となっております。また、催告等の発行者は、うち2人ということで66.7%に当たっております。

3ページを御覧ください。次に、平成21年度返還分以前からの滞納者については、「イ 特別催告等の実施」の表に示しております。この特別催告では、既に約1年をかけて依頼してきた経過を踏まえ、「（特別催告の主な内容）」で示しているように、返還請求訴訟に着手していることや法的措置が採られる可能性をお知らせしております。

また、これらの対象者は、新たな返還年度の履行期限が到来することにより、滞納額が裁判着手基準である100万円以上に該当したときには、順次裁判に着手していくことになるものでございます。

次に、【特別催告等の実施状況】の表を御覧ください。平成24年4月1日に44人の対象となる借受者がおり、4月1日及び9月3日に、それぞれ所在不明及び相談中の者を除き、督促、催告を含め、特別催告をしております。

その結果、返還手続をしていただいた方が、併せて9人で行いました。したがって、督促、催告などの効果といたしましては、4月以降の6か月間で44人に対して9人ですので、約20.5%の進捗が図られたことになります。

その状況を「【特別催告後の返還手続の内訳】」で見えますと、手続の内訳は、完納した者2人、猶予となった者7人となっております。また、対象者の内訳では、所在不明であった方が5人、返還見込等及び面談継続中等となっている方が合計3人、特別催告実施者が1人となっております。

したがって、手続を行った9人のうち55.6%が所在不明と判明したことによるものであり、催告発行者は11.1%にとどまっております。

以上のことから、平成22年度返還分からの新規滞納者については、新規発生ということもあり、ある程度の進捗が見られましたが、それより前からの滞納者に対しては、1年近くを経過する中で、所在不明の判明という点で進捗があったものの、

返還に応じていただくのが大変困難になっているものと考えております。しかしながら、少しずつではあっても働きかけを継続することで返還につながっておりますので、効果はあるものと認識しております。

4 ページを御覧ください。次に、「(4) 50 万円以上の高額滞納者の今後の見込み」についてでございます。

平成 26 年度までの高額滞納者の見込みでございますが、滞納額が 50 万円以上となる者が合計で 19 人、同じく 100 万円以上となる者が 7 人となっております。前回の報告と比べますと、100 万円以上となる者が、合計で 9 人から 7 人へと 2 人減少しております。これは返還手続に応じられたため、平成 24 年度の対象者が 3 人から 1 人へと 2 人減少したことによるものでございます。また、50 万以上となる者では、対象者の合計では増減はございませんが、24 年度の 100 万円以上の滞納者が減少したことに伴い、23 年度で 10 人から 8 人へと 2 人が遡って減少しており、一方、新たに 23 年度返還分が滞納となった方があるため、26 年度の見込みが 6 人から 8 人へと 2 人増加しているものでございます。

なお、裁判で争う意思が明確な方につきましては、発生年度を含め、前回の報告から変化はなく、合計で 11 人となっております。

次に、「2 平成 12 年度以前に返還の始期を迎えた債権に係る免除の状況」でございます。これは平成 12 年度以前に返還の始期を迎えた債権について、条例第 3 条第 1 項の規定に基づき、免除決定をした状況を示すものでございます。

具体的には、平成 22 年度返還分につきまして、既に第 7 回監理委員会で御報告をいたしておりますけれども、平成 24 年 3 月 27 日に平成 22 年度返還分 2,512 件、1 億 8,822 万 6,687 円を免除決定しているものでございます。

次に、5 ページを御覧ください。ここでは、参考資料として、平成 22 年度返還分以前に係る状況を掲げてございます。

まず、「1 平成 13 年度以降に返還始期を迎えた債権に係る取組状況」でござ

います。これは、平成２２年度返還分以前の各年度に係る手続の状況を示したものでございます。いずれの債権も、既に履行期限が経過しておりますので、基本としては返還請求に係る収入の部分が返還に応じて増額していくといったものになっております。ただし、今回、返還猶予に関して新規に決定したものがございますので御説明をいたします。

まず、隅括弧の【返還猶予の内訳】を見ていただきますと、「所在不明」によるものが、平成１９，２０年度のうち１２件、平成２１年度及び平成２２年度のうちそれぞれ６件と合計２４件が新たに増加してございます。

具体的には、平成２４年度３月以前の所在判明者を含め、２４年４月以降に手続をいただいた６人に関するものでございます。これは、次のページ、６ページでございますけど、（注１）にも記載しておりますが、所在が判明し、返還手続をしていただいたものの、その時点では既に履行期限が経過した年度があったため、該当する年度を猶予したというものでございます。

次に、「特別な事情」によるもののうち（うち、今回の事後報告分）としているものがございます。平成１９，２０年度で４件、平成２１年度で２件、平成２２年度で２件と合計８件となっております。これは、具体的には２人の方に関するもので、面談拒否または相談継続中であって、その後手続をいただいたものでございます。特別な事情というのは、期限までに申請手続ができなかったことについて、やむを得ない理由がある場合に、監理委員会の事前審査を経て返還の猶予を認めるものでございます。また、既に承認したものと同様の経過がある場合には、措置後に監理委員会に報告することとなっております。

なお、６ページの（注２）に記載しているとおり、１０月以降に決定しているものが２人で１０件ございますので、合計４人分が報告対象となっております。

さらに、「２ 平成１２年度以前に返還始期を迎えた債権に係る免除の状況」につきましては、平成２２年度以前に決定したものを掲げており、原則として前回報告から異動は生じていないものでございます。ただし、平成１９年度返還分につき

ましては、免除すべきものの手続が遅れていたものが判明いたしましたので、新たに5件、33万7,043円を免除決定しております。

次に、7ページでございます。（参考2）として、「今後の奨学金返還に係るスケジュール」を掲げております。これは平成25年12月までの督促、催告、特別催告等の実施予定を示したものでございます。

次に、9ページを御覧ください。これは、報告案件に当たる「特別な事情による返還猶予決定の状況」について、特別な事情及び考慮すべき背景の該当状況を示す総括表でございます。

11ページから14ページにかけて、これまでの経過などの概要を記載した4人分の個票を添付しておりますので御確認ください。これらは、行政への不信感が根強かったうえ、第三者の影響や介在などもあり、具体的な説明に応じていただけなかったものの、働きかけに応じ、徐々に理解され、対応いただけたものでございます。

なお、このうち報告番号21につきましては、既に猶予の承認をいただいておりますが、保証人と借受者との間で手続の進め方をめぐり行き違いがあったため、再手続をしたものでございます。

奨学金の免除、猶予及び返還請求の状況に関する事務局からの説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○安保委員長

ありがとうございました。

ただいまの報告について、手続の状況、督促、催告の実施状況、それから特別催告の実施などについて説明いただきました。

ただいまの報告について、委員の皆様から何か御質問等はございますでしょうか。

事務局からは、特に今までの状況と異なったところの補足説明などはございませんでしょうか。

○事務局

御説明した部分でもございますけども、1 つには、所在不明者が、比率的に見ますと9人から4人へと大きく減っているということでございます。所在不明というのは、住民票の登録状況でありますとか、登録地の調査等をいたしまして、わからない場合については一旦所在不明と決定し、その後、継続的に調査を行っていくこととしております。その調査につきまして、私どもが作っております借受者の基本情報に係る記録に加え、これまでの申請の経過でありますとか、その他の関連する書類等を確認する中で、住民登録の可能性のある部分を調べたところ、所在が判明したというものでございます。

これによりまして、残り4人ということになってございますけれども、このうち1人については、所在が判明しており、まだ接点がとれておりませんので、今後、対応するという予定でございます。残る3人につきましては、今のところ見通しは立っていません。所在不明者に係る現状は、以上のとおりでございまして、ほぼ可能な限りの調査が終了している状況にあると思っております。

また、特別催告の状況につきましても、御説明をいたしましたが、やはり1年以上をかけて催告している方につきましては、応じていただける方が非常に少なくはなっているというのが現状だろうと思います。かなり手続が進んでおりますので、残っている方というのは、奨学金制度の見直しに反対だという認識の強い方であり、手続をいただくのがなかなか難しくなっていると思っております。

ただ、相談中などとして保留しているものがございまして、この辺りについては、一定の接点があり、お話を継続しており、まだ手続をいただける余地がありますので、引き続き、取り組んでいきたいと思っております。

○安保委員長

ありがとうございました。

西田委員、どうぞ。

○西田委員

所在不明者の方の所在が判明するケースが、いろいろとあると思うのですけども、

今のお話を聞いていますと、例えば新たな何かの事情が発生して所在がわかるというケースか、ほとんど事情は変わっていないのだけれど時間的な問題があって、実はもう少し精査をすればわかったケースとか、いろいろあると思うのですが、どう理解したらいいですか。

○事務局

御指摘のとおり2つのケースがございまして、1つには、住民票を放置したまま所在がわからないというケースで、住民票の異動があり接点がとれたというのもありますけれども、それ以外に、基本的に大きな状況に変化があるわけではなく、私どもが再度精査した結果、判明したというようなものでございます。中には、単純な所在不明というわけではない難しい要素もございまして、例えば御両親と借受者がいらっしゃり、御両親が離婚されたようなケースで、借受者であるお子さんが保証人とは別の親御さんと一緒に生活されるというような形で、保証人と借受者の関係が少し疎遠になっており、所在がわからないというようなケースなどもあります。そのような場合、単純には進められず、保証人と接点を取りながら、一方で調査を継続するといったものもございました。個々にいろいろございますが、住民票が異動して判明したもの、それから再度精査して判明してきたもの、おおよそそういうものになってございます。

○安保委員長

その所在不明の方で、所在がわかってこちらから連絡をとった場合、京都市でこういう手続を進めているということは御存じな方が多いのでしょうか。それとも、全く御存じでない方が多いのでしょうか。

○事務局

先ほど申し上げたように、保証人の方たちと連絡を取りながら、かつ、借受者が判明した場合については、基本的には保証人の方とお話を継続して手続を進めておりますので、保証人、借受者を一体として考えるのであれば一定わかっていらっしゃるということになります。一方、住民票が異動して判明したという場合について

は、新しい世帯を構成されているような可能性もあり、実際知っていらっしゃるか
どうかということの確認は慎重に対応いたしましたけれども、お話した限りでは、
何らかの認識は持っていらっしゃり、手続をいただけたと考えております。

○安保委員長

ありがとうございます。

ほかに御質問はございませんでしょうか。

田多委員，いかがでしょうか。

○田多委員

大変御苦勞されているということがよくわかったのですけれども、資料1にある
ように、滞納の方がまだ80人いらっしゃるということは、まだまだこれからもお
話しをしていかないといけないということで、大変だなという感想を持ちました。

○安保委員長

山下委員はいかがでしょう。

○山下委員

私も、その資料1のところの関連なのですけれども、1点あるのは、先ほどの御
説明の中で、返還請求して返還済みである方の比率が、表上47%ぐらいで約5割、
その47%が7割ぐらいになる見込みであるとおっしゃったと思うのですが、そ
の予測の根拠はどういうことだったのでしょ。

○事務局

それは、資料1の1ページ目の（注3）のところに、滞納がある者80人の内訳
というものが出ております。このうち「返還見込」という、返還を見込んでいる方
が31人いらっしゃいます。これは（注3）の本文の説明と重なりますけれども、
23年度から新たに滞納となった方が39人おり、平成24年9月末がちょうど
23年度の期限という形になっておりますので、納期末で見たときに、翌日から滞
納となるというような方がかなり含まれておりまして、それらの方々からの返還の
見込みがかなりあるということがございます。それから、相談中で返還手続中とい

う方が13人いらっしゃいますけれども、これらの方は大体免除の方向で今手続を進めておりますので、返還請求が免除になれば返還請求の母数が減ってまいります。それらからいうと、73%ぐらいの数字が見込まれますので、7割程度というふうに御説明したところでございます。

○山下委員

わかりました。

○安保委員長

そうしましたら、次の二つ目の報告案件に移らせていただいてよろしいでしょうか。

それでは、二つ目の報告案件である「奨学金等の返還請求訴訟の状況」について、事務局から報告をお願いします。

○事務局

それでは、地域改善対策奨学金等の返還請求訴訟につきまして、第6回監理委員会で御審議いただき、その後、京都地裁に訴えを提起しておりましたが、現在の状況を御報告いたします。

資料2を御覧ください。「1 裁判手続の実施状況」でございます。

まず、「(1) 裁判手続着手の相手方と実施内容」でございます。表にございますように、平成24年4月16日に京都地方裁判所に2件の民事訴訟を提起しております。1件につきましては、借受者と連帯保証人を相手方とし、もう1件につきましては、連帯保証人からの申し出を認め、連帯保証人のみを相手方としたものでございます。

次に、「(2) 裁判における人権上の配慮」でございます。これは、旧同和地区住民を対象とした訴えとなることから、相手方の氏名、住所を公開した場合、深刻な人権侵害が生じる可能性が考えられるため、関係機関に対して人権上の配慮を依頼しているものでございます。

このうち、京都地方裁判所に対しましては、訴状提出の際に、訴訟記録の閲覧請

求があった場合には、相手方の住所、氏名を閲覧制限することを申し立てております。また、加えて、法廷外に被告の氏名を掲示せず、審理の場で被告の氏名を呼ばないよう上申書を提出しておりました。

その結果、閲覧制限の申立てにつきましては、それぞれを相当として認める決定がされております。また、上申書につきましては、文書による回答はございませんでしたが、第1回口頭弁論において、被告らの氏名が掲示されたり、氏名が呼称されることはなく、要望に沿った対応をしていただいております。

最後に、「2 今後の審理日程等」でございます。第1回口頭弁論につきましては、2件とも9月25日に実施されたところでございます。本市の訴えに対し、それぞれ争うことを主張され、詳細の主張は、次回期日までに準備書面を提出されることになっております。また、次回以降は、それぞれの準備期間などに応じ、12月13日と11月22日が予定されております。

なお、次回から裁判官1名による単独審ではなく、裁判官3名で構成される合議審になる旨が伝えられております。

返還請求訴訟の状況に関する事務局からの報告は以上でございます。よろしくお願いたします。

○安保委員長

ありがとうございました。

ただいまの報告について、委員の皆様から何か御質問はございませんでしょうか。

西田委員、いかがですか、裁判手続について。

○西田委員

質問は別にはないのですが、当然のことながら、裁判における人権上の配慮というのは最大限に重視していただくとともに、やっぱり決まった規定に基づいてやるべきことはきちっとやると。ここをきちっと今後ともお願いしたいと。こういう希望です。

○安保委員長

裁判は公開が原則になっていますので、公開されたときに人権上の問題が生じないようということで裁判上の配慮を依頼されているということになります。一方、訴訟ですから攻撃防御という形での進行は、通常の裁判と同じですので、それに従って進行していただけていると思っています。

田多委員はいかがでしょう。

○田多委員

人権に配慮していただいていると書いてありますので、良かったなと思っております。

○安保委員長

山下委員はいかがでしょう。

○山下委員

質問というより、今の事務局の御説明で合議審に変わるということの理由に、ちょっと関心があったのですが、その理由を、裁判所は説明しているのでしょうか。

○事務局

特に明確な説明はいただいております。ただし、今回の閲覧制限の申立て、及び上申書の提出では、期日を見ていただければ分かりますように、4月16日の申立てから決定の8月の初めまでで、かなり時間を要しております。これは、上申書も含めて提出したということで、慎重な判断をされたのではないかなと思いますし、また内容につきましても、自立促進援助金等に関する住民訴訟が起こっていたわけですので、それらも含めて判断をされたものだと考えております。

○山下委員

わかりました。

○安保委員長

今後、訴訟が進行していくわけですが、次回の報告のときには、委員にわかる形で争点と進行状況についての説明をお願いします。

以上でよろしいでしょうか。

そうしましたら、意見聴取案件にまいりたいと思います。

まず、最初の意見聴取事項です。「返還免除判定の基準となる年額算定における特例的な取扱い」についてでございます。

事務局から説明をお願いします。

○事務局

それでは、「返還免除判定の基準となる年額算定における特例的な取扱い（案）」について御説明をいたします。

資料3を御覧ください。ここでは、返還免除判定に係る年額算定方法について、第1回監理委員会で御報告をしておりますが、その後、返還免除手続に係る事前相談において新たな事例が生じたことから、制度を精査したうえ、必要な見直しを行うものでございます。

「1 現状と課題」についてでございます。まず、「（1）相談事例」でございます。首都圏に居住する借受者の方から、地方居住者と比べ、家賃の負担も高く、物価高という問題もあり、生活が困難との申立てがあったものでございます。これまでは、このような相談事例はございませんでしたが、今後も同様の可能性が考えられることから、現行制度を精査したうえ、必要な見直しを行うものでございます。

次に、「（2）返還免除判定の基準となる年額算定の考え方」についてでございます。「ア 返還困難を理由とする返還免除に係る根拠規定」につきましては、京都市地域改善対策奨学金等の返還の債務の取扱いに関する条例第3条第2項第3号にございます。「返還することが著しく困難であると認められるものとして別に定める基準に該当するとき。」と定めております。そのうえ、別に定める基準につきましては、同条例施行規則第2条第1項に規定しており、生活保護を受給している世帯に属していること、市町村民税が非課税なこと、市町村民税のうち均等割課税額のみ課されていることに加えて、借受者の収入総額が生活保護法による保護の基準に基づき算定した額に1.5倍を乗じて得た額以下であることと定めておりま

す。

「イ 生活保護基準の1.5倍額の算定方法」についてでございます。まず、生活保護基準の算定につきましては、下に表がございますが、＜生活保護基準額算定の項目と金額設定の考え方＞に簡単に示しております。生活扶助基準など主に4つの項目から構成され、金額設定といたしましては、地域事情等を反映して設定しているものと一律額または実費として設定しているものがございます。このうち、地域事情等を反映しているものでは、生活扶助基準と住宅扶助基準とがあり、前者では全国を6ランクに分けて金額設定するという級地制が導入されております。また、後者では、各都道府県別、自治体別に細かく設定できるとされております。このため、生活保護基準そのものの算定では、地域事情を細かに反映し、複雑な設定となっております。

これらを踏まえ、返還免除基準としての金額の設定に当たっては、返還困難者の所得基準として、生活保護基準の1.5倍以下で設定するとの条例施行規則の規定を踏まえ、あらかじめ基準額の目安を明示できるなど、借受者にわかりやすいものとするとともに、借受者に誤解や混乱を生じさせることなく、合理的かつ効率的な事務手続となる必要があると考えたところでございます。そのため、他都市での運用状況を参考とし、京都市の制度に係る債権管理として、京都市での適用額を基準とし、設定したものでございます。

なお、現在の具体的な額の設定につきましては、別紙を添付しておりますが、「京都市地域改善対策奨学金等の返還の債務の取扱いに関する条例施行規則第2条第1項第4号に規定する「生活保護法による保護の基準に基づき算定した年額」の算定方法について」として定めておりまして、これまでに生活保護基準の項目に変更があった際に、第1回、第2回監理委員会でお示ししてきたものでございます。

次に、戻りまして「(3) 返還免除判定の基準額となる年額算定における項目別の課題の検証」でございます。ここでは、今回の相談事例を踏まえ、年額算定の項目別に現在の算定方法に課題がないのかを検証いたしました。

まず、生活扶助基準についてでございますが、金額設定の考え方としては、全国を6区分に分ける級地制が導入されており、現行の基準は京都市に適用される「1級地－1」であり、最上位の金額となっております。一方、借受者の居住地の状況につきましては、＜本市奨学金等借受者の居住地の状況＞という表に示しておりますように、京都市内居住者が85.5%と大半であり、その他の京都市と同一の級地であるものを加えますと9割をやや超えるものとなっておりますので、特に不合理というものではなく、おおむね適切な運用になっていると考えております。

2ページを御覧ください。次に、住宅扶助基準についてでございますが、金額設定の考え方としては、自治体別に基準額が設定されており、現行の基準では京都市に適用されるのは、例えば1人世帯で年額51万円となっております。一方、今回の相談事例があった首都圏などを調べてみますと、特別区などを初め、生活扶助基準では同一の「1級地－1」であるものの、住宅扶助基準では京都市の基準を上回っていることが明らかとなりました。これらのことから、首都圏の居住者の場合、現行の基準では当該居住地の生活保護基準を適用した場合と比べ、不利益を与える可能性があることが明らかとなりました。

最後に、加算額及び教育扶助基準額についてでございますが、金額設定の考え方としては、全国一律または実費相当額となっておりますので、運用上で特に問題はないように考えられます。ただし、加算額のうちには、一部の地域で増額されるものとして、寒冷地の冬季加算がございます。これは京都市と比べ高額になっているものでございますので、その影響を精査いたしました。

寒冷地の冬季加算の適用を受ける地域のうちで生活扶助基準が最も高いところを見てみますと、札幌市の「1級地－2」でございましたので、本市と札幌市とでモデル世帯を設定し、生活保護基準額を算定し、比較をいたしました。＜京都市と札幌市の平成24年度生活保護基準比較＞の表に示しておりますように、いずれの場合も、京都市の算定金額が若干上回っておりますので、首都圏での住宅扶助基準とは異なり、特にこれらの地域の居住者に不利益を与えることはないということでご

ざいます。

次に、「２ 対応（案）」でございます。まず、「（１） 見直し内容」についてでございます。

年額算定の規定につきましては、借受者の居住実態、他都市の運用等を踏まえ、本市での適用基準額を設定しているものでございますが、制度をわかりやすく利用しやすいものとして運用するとともに、合理的かつ効率的な事務をするという点で、特に不適切な状況にはないものと考えております。したがって、引き続き、京都市域を基準とする現行の制度を運用することを原則としたいと考えております。ただし、現行の取扱いでは、借受者に不利益を与える場合が確認できましたので、要件に該当する場合、【特例的な取扱い】を認めることにしたいと考えております。

【特例的な取扱い】の＜要件＞といたしましては、不利益な扱いが生じる「①首都圏等で住宅扶助基準額が京都市基準額を上回る地域に居住する場合」であり、かつ、現行制度運用を原則とすることを踏まえ、「借受者からの相談・申立てがある場合」に対応することといたします。

また、その＜算定方法＞につきましては、生活保護基準の算定額として不整合が生じないように、住宅扶助基準のみを適用するのではなく、「当該地域での生活保護基準を全項目において適用する」ことといたします。

次に、「（２） 「生活保護法による保護の基準に基づき算定した年額の算定方法」についての見直し（案）」についてでございます。

ここでは、前項の検討結果を踏まえ、具体的な規定の見直し（案）を示しております。下線に示すように、前文にただし書を加え、特例的な取扱いができるよう、要件に該当する場合には原則の取扱いから除外できることとしております。

事務局からの説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○安保委員長

ありがとうございます。

まず、御質問からお願いしたいと思います。御質問はございますでしょうか。

○西田委員

非常に表現が回りくどくて、よく理解できない部分があつて、要は現行の京都市基準でほとんど合理的と考えていますと。ただし、幾つかのケースで不合理になる可能性がある場合があると。それが、例えば寒冷地の場合はカバーできるのだけれど、首都圏等の場合に若干不利益になる場合があり得ると。したがって、この見直しの内容というのは二つの条件、借受者が現在、首都圏等で住まわれており、かつ、借受者からの相談・申立てがあつた場合と。この場合には、特例的な取扱いとしてどうするのですか。ケース・バイ・ケースでやっていくのか、それともその場合にはある一つの基準を設けるのか。どうやるかというのはちょっとよくわからないので、説明をお願いします。

○事務局

説明が的確でなくて申し訳ございません。先ほど申し上げたように生活保護基準については非常に複雑な状況になっており、地域実態を反映して、実際にそこにお住まいの方で保護が必要な場合は保護算定していくということになっておりますけれども、私どもではこれを返還が困難ということの判定の基準として用いているということでございます。

今、西田委員がおっしゃられたように、京都市の制度として京都市における適用額を設定しております。一方、生活保護基準というのは、地域的にいろいろ違いがありますので、御説明をいただいたように、首都圏における住宅扶助は京都市の額を上回っており、月額でいうと1万数千円から2万円弱ぐらい上回っているというような状況がございまして、その地域のものを適用するとすれば、そちらの額が大きくなるということになります。ですから、特例的な取扱いで、その場合はその地域の額を適用したいということございまして、その場合の適用方法については、その地域における生活保護の基準を適用するということでございます。具体的にいきますと、生活扶助基準については、京都市が一番高いところになっておって、首都圏も同様に一番高いので、特に異同はありませんから、実質的には住宅扶助基準

について、当該自治体における額を算定で用いることになると考えております。

○西田委員

すみません。現在、この生活保護基準で問題になりそうなのは、首都圏等にほぼ限定されるということですね。ほかはちょっと考えられないと。

○事務局

制度を今回確認いたしましたけれども、住宅扶助費については、ほかの都市部、例えば近畿圏、大阪であるとか神戸であるとか、場合によっては福岡であるとか、それらのところを調べたところ、京都市基準と同じか、若しくはそれよりも低いという状況でございましたので、これらの額を上回るのは首都圏、東京都特別区であるとか川崎市、横浜市であるとか、そういう地域についてしか認められなかったというものでございます。

もう一件の寒冷地の冬季加算額につきましても、京都市基準を上回るようなものがありました。加算が寒冷地に限られた冬季加算であるということで、地域的には東北、北海道が考えられ、生活保護基準が京都市基準と比べてどうかをみたところ、最大の都市部である札幌市においても、合計すれば京都市基準よりも下回っております。よって、特に不利益はないということが今回の調査で判明しました。したがって、生活保護基準としてその地域のものを適用する場合と比べて不利益となるのは、首都圏における住宅扶助のみであるということでございます。

○西田委員

もう一点。要件が二つありまして、これは、かつ、ということなんですね。要するに、首都圏等で住宅扶助基準額が上回っている場合であり、かつ、借受者からの相談・申立てがある場合と。借受者からの相談・申立てがある場合を要件の一つに加えたというのは、相談がなかった場合は、事務方で把握できないからこの要件が入ったのですか。それとも、分かっているのだけれど、本人からの積極的な相談、要請がないからだめだという意味ですか。

○事務局

今回の制度の見直しについては、基本的に現行の制度を見直すというものではございませんで、先ほど言った特例に当たる場合には、申請、申立てをもって対応するという趣旨であります。ですから、例えば首都圏にお住まいの方について、私どもの算定で直ちに首都圏基準で計算をするということとはしないということになります。

○安保委員長

そうすると、今回の提案は、規則はこういう形でただし書をつけるということで、その運用としてこの要件をつけて、もし将来的に生活保護のいろんな基準が他都市で変わって、首都圏等以外で何らかの京都市基準を上回る場合が出たときは、特例的な取扱いの要件をまた設定されるということによろしいのでしょうか。

○事務局

おっしゃるとおり、今回、内容を精査し、現状を把握した中での対応でございます。制度が変わり、今のやり方に不合理な点が生ずれば、当然見直していかなければなりませんので、生活保護基準の変更等、また他都市の状況等を把握しながら対応していくべきものと考えております。

○安保委員長

そうすると、承認すべきこととしては、規則はこういう形でのただし書をつけることと、今回の特例的な取扱いの要件と算定方法ということによろしいのでしょうか。

○事務局

はい。それでお願いしたいと思います。

○安保委員長

田多委員はいかがでしょうか。

○田多委員

要件の②の借受者からの相談・申立てがある場合というただし書の文面が入っているのですけれども、相談・申立てがなかった場合には、これが当てはまらないと

いうことで、ちょっと厳しいかなと思いました。

○事務局

そのように書いておりますが、実際に、返還の手続をしていただく場合には、いろいろ御相談をするということになり、返還が難しいというお話をされる場合、首都圏居住であるということを含めてお話を伺う結果となるので、対応ができるものと考えております。

○安保委員長

ですので、明確に、例えば東京都内に住んでいるから返還額を減らしてくださいという申立てがなくても、東京都内に住んでいるので京都市と基準が違うのではないかという相談内容とか、それから京都市内と比べて生活費がたぶんかかるんじゃないかとか、そういう相談があれば具体的に考えていくということですね。例えば東京都に住んでいますというだけで京都市が積極的に算定をして、ここがこう違いますよということをするわけではないという意味ですね。だから、例えば、その方がほかのところに住んでいるという話だけで、その生活保護基準に基づいて算定して、京都市のほうから算定基準が違いますということを積極的に説明するというわけではなくて、住所が違うのでどうなのですかという相談を受けて初めて比較をされて検討されるということなのですね。

○事務局

免除、返還が難しいという御相談を受けた際に、その地域の居住の方であれば、実質的に特例的な取扱いをしていくということになると思っております。

○安保委員長

では、この相談というのは、返還が難しいという意味の相談ということでよろしいですね。

○事務局

はい。

○西田委員

確認なのですけれども、この監理委員会の意見を今後どういう場合に聞かれるか。というのは、先ほど年額算定方法についての見直し案がありますね。この見直し案でいきますと、要するに上回る基準額の地域に居住する者であつたらこの限りでないということになっていますね。そうしますと、例えば事情が変わって、いろいろある基準の中で、どこかが変わった場合に、今の場合は首都圏だけだと考えているのだけれども、その変わるたびに意見聴取をされるのか、いや、ここは上回ったら見直しますということがもう決定されたので、今後、それで対応していきますというのとどちらになりますか。

○事務局

それにつきましては、個別の内容で変化があつた場合については、御確認をしていただくような形にしたいと思っております。もし制度が変わって違う事態が起きれば、それについても御報告をし、取扱いを定めてまいりたいと考えております。

○西田委員

この基準額の地域に居住するのだつたらこの限りでないとなつたのだから、もう後は報告もなく、あるいは報告程度でというようなことにはなりませんね。

○事務局

そうですね。首都圏等の住宅扶助を想定し、規定してございますし、ほかの部分が変わってくる可能性もありますから、そういう制度改正等があれば、この文面についても更に修正が必要になってまいりますので、委員の先生方にお諮りをしたいと考えております。

○安保委員長

西田委員が御確認いただいたところで、特例的な取扱いの要件①、②、それから算定方法、これを変える場合、それ以外の想定する場合が生じた場合は、また当委員会で意見を聞いていただけるということです。それを確認させていただきます。

山下委員、御意見等はございませんでしょうか。

○山下委員

問題になった住宅扶助基準が京都市基準を上回っている地域、首都圏ですけれども、ここに住んでおられる今回の借受者の母数というのはどの程度なのでしょうか。

○事務局

現在、首都圏等に住んでいらっしゃる方には影響があるので、返還をされている方はどのくらいあるかを見たのですけれども、おおよそ5、6人程度になっております。ただ、その中には、御本人に所得がないということで、父母の所得で判定をし、返還していただいている方もございます。それ以外の方については、本人の所得がかなり高額になっておりますので、今回の見直しをしても、それで判定が変わることはないという状況でございました。

○安保委員長

今回、この見直しの特例的な取扱いで計算をされて、該当するかどうかは、やってみないとわからないということですよね。今回の御相談についても。

○事務局

御相談を受けた事例については、特例的な取扱いとして具体的に適用する必要がございます。現在、返還している方については、私どもがざっと見たところというところ、現在の取扱いを変更する必要はないように思っておりますけれども、再度、確認したいと思います。

○安保委員長

ほかに御意見はよろしいでしょうか。

そうしましたら、今回の意見聴取事項については承認ということでよろしいでしょうか。では、今回の聴取事項については承認することといたします。

続きまして、意見聴取事項、第2番目の案件でございます。

「履行延期（返還猶予）における特例的な取扱い」について、事務局から説明をお願いします。

○事務局

それでは、「地方自治法施行令第171条の6の規定に基づく履行延期（返還猶予）における特例的な取扱い（案）」について御説明をいたします。

資料4を御覧ください。ここでは、奨学金返還債務の履行延期に関する取扱いについて、所得が一定基準以下の場合等に返還期間を返還残期間の同期間を限度とし、延長することによって返還額を低減するということを認めておりますけれども、借受者から相談を受ける中で、一部不合理な点が見られましたので、必要な見直しを行うものでございます。

「1 現状と課題」についてでございます。

まず、「（1）相談事例」でございます。借受者本人が配偶者の被扶養者であり、自分自身での返還が困難として相談を受けたものでございます。具体的には、返還免除の適否について、この事例に即しますと貸与時の父母の所得で判定を行うこととなりますが、算定をしたところ、返還免除に該当しなかったということで、返還額が低減できないものかということを希望されたものでございます。しかしながら、奨学金を貸与していたことや旧同和地区の子弟であることについて、配偶者などに伝えておらず、かつ、今後も伝えることが難しいということで、それらの家族の所得資料の提出ができないとの申出があり、その結果、履行延期の判定が行えないといった事例でございます。

なお、これまでから支払いが困難であるとして履行延期の相談を受けた事例はございましたけれども、判定ができないために履行延期ができなかったという事例はございませんでした。

次に、「（2）履行延期の現行制度」についてでございます。

3ページの（参考）を御覧ください。これは、現行の取扱基準でございます。

「1 趣旨」にありますように、履行延期については、債務の履行が困難であり、資産の状況から履行期限を延長することが徴収上有利と認められるときに該当する場合、地方自治法施行令第171条の6の規定を適用することとしております。

具体的な対象者としては、「2 対象者」にありますように、二つのケースを定

めております。まず、奨学金制度の変更がなければ返還を求められることがなかった者として、旧自立促進援助金の支給基準、これは平成16年度の奨学金等の貸与分から導入された所得基準でございますけれども、これを満たすものとしております。その具体的な判定方法につきましては、1ページに戻りますが、(2)の①に記載しておりますように、借受者が属する世帯のうち最も所得の高い者の所得で判定することとなっております。また、それ以外にも②に記載しておりますように、個別具体的な事情、例えば住宅ローンなどがございますけれども、それらの負担のため返還が困難と認められる者も、事前に監理委員会の御意見を聴取したうえではございますが、対象とするとしております。

次に、「(3) 現行制度に見られる課題」についてでございます。

履行延期に関する現行基準につきましては、奨学金制度見直しの経過措置として制度を設計したことを背景として、奨学金制度見直し前に適用していた所得基準を用いるとともに、その制度運用をそのまま取り入れたというようなことから、現行の制度運用に一部不合理な部分が生じているということでございます。

具体的な課題としましては、二つございます。一つ目には、借受者の最多所得者で所得判定ををしているため、①に記載しておりますが、借受者の世帯構成が変化しない場合は問題がございませんが、婚姻するなど、貸与時の家族と世帯構成が変わった場合の配慮がないものとなっております。二つ目には、履行延期と返還免除制度との運用との間に不整合があるということでございます。②に記載しておりますように、現行の返還免除制度では、借受者が父母と別世帯の被扶養者、すなわち婚姻されたような場合は、履行延期の運用とは異なり、人権上の配慮を行うという観点から、借受者世帯の所得で判定するのではなく、借受時の父母の所得で判定するということになっております。

2ページでございますが、次に「2 対応(案)」でございます。

まず、「(1) 見直し内容」についてでございます。履行延期に関する基準につきましては、債務履行が困難な場合の対応として、奨学金制度見直しの経過措置

といった基本的な性格を踏まえ、旧自立促進援助金の支給基準を適用するといった現行制度が特に不適切というわけではないと考えております。したがって、引き続き同居の世帯員の所得を判定対象としたいと考えております。ただし、現行の取扱いには、人権上の配慮を想定していない部分があり、返還免除制度など、その他の債務の取扱いとの間で整合性を欠く場合があることから、要件に該当する場合は【特例的な取扱い】を認めることにしたいと考えております。

【特例的な取扱い】の＜要件＞といたしましては、所得判定において人権上の配慮を要する場合を想定し、「① 同居の世帯員に課税証明書の提出を求めることができないと申立てがある場合」であって、「② 申立ての理由に人権上の配慮を要することが相当と認める場合」としております。この場合、貸与後に新たな世帯を構成した者に限り、貸与時から特に変更がない場合は対象とはいたしません。また、申立て内容が人権上の配慮を要するものであり、婚姻などの申立て内容と私どもが知り得る事実との間で明らかな矛盾がない場合に限定したいと考えております。

また、その場合の＜判定対象となる所得＞につきましては、借受者が配偶者などに貸与の事実を伝えられない場合を想定し、二つのケースを考えております。まず、「① 借受者が被扶養者でない場合」、すなわち経済的に独立し得る状況にある場合には、現行の返還免除制度と同様、借受者以外の世帯員の所得の確認を要せず、「借受者本人の所得」を対象といたします。また、「② 借受者が被扶養者の場合」、すなわち経済的に独立し得る状況にない場合には、現行の返還免除制度と同様、「貸与時の父母のうち所得の高い者の所得」を対象としたいと考えております。

次に、「（２）取扱基準の見直し（案）」についてでございます。

ここでは、前号の検討結果を踏まえ、具体的な取扱基準の見直し（案）を示しております。「２ 対象者 ①」の部分に、下線に示すように、ただし書を加え、判定対象となる所得について、先ほどの二つの場合には特例的な取扱いができることとしております。

事務局からの説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○安保委員長

ありがとうございます。

この件に関して御質問はございますでしょうか。

延期の要件について、ただし書をつけ、例外の要件をつけるということですが。

○西田委員

今回の特例的な取扱いというのは、まず理解はできるのですが、この履行期限の延期の条件等というのが3ページにありますね。その中に、5年後に再度資力審査を行い、履行期限の延長の更新を行うかどうかを判定するとありますね。この関係なのですが、今回この特例的な取扱いの対象者になった方に対して、5年後に見直しますということだと思うのですが、5年後に見直すときに、この特例的な取扱いの適用の対象になる、要するに課税証明書の提出を求めることができない、人権上の配慮が必要という場合、再度、5年後にもう一度、借受者等から特例的な取扱いの継続をお願いしますという申立書をもらうのですか。そこで確認するのですか。

○事務局

履行延期の制度自体についての御質問になろうかと思えますけれども、履行期限の延期というのは、一回したら継続するというものではございません。今、御説明をいただいたように、また参考の4のところに書いてありますように、免除には至らないけれども所得が一定基準以下という場合に、資力の回復を待ったほうがいいというところから一定延長しようというものであります。ですから、これはある時点の判断ですべて継続するのではなくて、一定の期間に限って対応しようということでございます。また、5年ごとに見るということですが、返還を前提としておりますので、返還をしていただけないということが継続する方については、取り消さざるを得ないということで運用しております。これらの取扱いについては、今回の特例を定めることとは関係なく同様にしたいと思っております。今回特例となった方につきましても、5年間、返還猶予となって、その間、その内容で約束どおりお支払いをされて、5年後においてもなお返還が困難だという申立てがあれば、同様

に判定をして延長するかどうかを確認していくということになります。

○西田委員

これは少し理屈っぽい話になるかもしれませんが、要するに当初特例的な取扱いの対象者になった場合に、これもあり得るかどうかは別にしまして、5年後に見直したときには課税証明をもう出せますという話になったときに、その特例的な取扱いを当然5年後は見直すのでやめるわけですね。やめたときに、遡ってということはありません。要するに、5年後に見直すのはよくわかるのですが、それを見直したときに、既に特例的な取扱いの対象になる事実が変わっていた場合、5年後からということでもいいのです。

○事務局

おっしゃるとおりでございます。遡及するというのは当然考えておりません。その判断をする時点において、そういう配慮すべき状況があったという事実に基づき対応するものでございます。過去に遡ってそれを見直す、取り消すというようなことは考えてございません。

○安保委員長

この規定は、例外的な基準を作るということで、これに基づいて判定対象となる所得として、例えば父母のうち高い所得の方の判定をした場合に、その所得基準を上回った場合は猶予されないということになるわけですね。ですので、判定の対象の基準をどこに持ってくるかというところの例外の要件だということですね。

○事務局

はい。御説明いただいたとおり、基準額の話ではなくて、どなたの所得で見るのかという部分が、現行で運用している免除判定の制度とかい離があるということでございます。人権上の配慮という点での考え方の違いもございますので、それらの不整合に対応したいということでございます。

○山下委員

誤解しているかもしれませんが、今回の問題点の所在で、相談事例として

こういう事例があるから見直しに至るということで、見直し案が出ているのですが、少し文言的に混乱しているのではないかと思いますので質問します。ただし書の文章ですが、今回の相談事例においては、この見直しの中の同居の世帯員、夫だと言いかえたほうがわかりやすいのであえて言いますが、夫に課税証明書の提出を求めることができないと認める場合であるから、妻の所得がないとみる。しかしその後の文章では借受者が被扶養者である場合は父母をやはり基準とするということで、このケースだと一応形式的にはこの奥さんはどちらにも当てはまってしまうような気がするのですが、私の理解が間違っていますか。

○事務局

まず、借受者について、どなたかの被扶養者になっているのか、そうでないのかという部分で見てまいります。ですから、具体的にいうと、例えば給与収入等であれば103万円以上の収入があるというような場合で線引きをしまして、103万よりも下回ってだれかの扶養となるような方については、これは貸与時の父母で対応するということになり、103万を超えているような方、誰かの扶養という関係にない方については、当該借受者の所得で判定をするということであり、借受者の所得の状況によって対象者が変わってくるということでございます。このことは、現在の免除制度においても同様で、借受者が103万円以上の収入がある場合は、同居のほかの世帯員は関係なく、借受者の所得額で免除の判定をいたしますが、そうでない場合は貸与時の父母に戻って、その所得で判定しております。同じ考え方であり、要件としては、まず借受者本人の所得をみて、そのうえでどちらで判定するかということになってくるということでございます。

○山下委員

そうすると、今103万とおっしゃったから、101万という仮定で話しますが、ではこの奥様が101万の所得があるとする、奥様は配偶者の被扶養者ですね。そうすると、同居の世帯員という条件とは関係なく、借受者は被扶養者だから父母の所得で判定するというものでいいですか。

○事務局

そうです。

○山下委員

では、その場合は、あえて言いますけど、今回の相談事例は父母の所得が高かったわけで、免除には当てはまらなかったわけですね。そうすると、その場合はやはり猶予は認められないということになるのですか。

○事務局

免除基準と猶予基準とは同一基準ではございません。猶予基準となる自立促進での判定については、世帯の所得という考えがなく、最多所得者の所得で行うという形になっておりますので、免除基準には該当しないからといって必ずしも猶予基準に該当しないというわけではありません。免除基準よりは緩い基準でないと意味がありませんので、そのような設定になってございます。

○山下委員

わかりました。

○安保委員長

免除基準のような所得の取扱規定がなかったので、その間にはそごが生じる。この方は免除ができなかったけれども、次に猶予を考えるとときに、どの所得を対象とするかについて取扱いに不都合が生じたので、同じような形で対象となる所得を定めたいということによろしいでしょうか。

○事務局

はい。そのとおりでございます。

○安保委員長

御意見はいかがでしょうか。

田多委員、いかがでしょうか。

○田多委員

やはり制度見直しの経過措置ということで、この見直しは、私はいいんじゃない

かなと思いました。これがなければ、この借受者の方については、今のままでは猶予を適用できるかどうかについて、判定ができないということです。これを作ることによって、初めてその所得を対象にして猶予の判定が可能となるということです。

○事務局

そうですね。ですから、現行の場合は猶予制度がありますけれども、猶予の判定ができず、制度を活用できないという形になっているので、その不合理の部分に対応したいということでございます。

○田多委員

場合によっては、きちんと配偶者の方の所得証明を出せば、もしかしたら延期が適用されるかもしれないけれども、この父母の方の所得がそれよりも勝っていれば適用できないという可能性もあるわけですね。

○事務局

可能性としてはございます。

○西田委員

それは仕方がないですね。新たに基準を設ける以上、その基準でやる以外に仕方がないので。ですから。

○安保委員長

世帯をともにする配偶者の方の所得証明の協力を得られないという特別な事情がある場合において、特例的な取扱いを認め、その判定対象となる所得の設定、取扱基準の見直しに係る例外規定の記載について、提案のとおり御承認いただくことでよろしいでしょうか。

それでは、この意見聴取案件については、特例的な取扱いの要件、判定対象となる所得、それからこの取扱基準の例外規定を設けるということについて、それぞれ承認することといたします。

そうしましたら、最後に、「平成24年度における裁判手続の実施」について、

事務局から説明をお願いします。

○事務局

それでは、「平成24年度における裁判手続の実施について」御説明をいたします。

資料5を御覧ください。平成24年度における裁判手続の実施については、前回の監理委員会において、裁判手続着手の対象となる滞納額が100万円以上となる者の見込みが3人であるというふうに御報告をしておりました。その後、先ほども御説明いたしましたが、2人の方が返還免除手続などをされておりまして、残る1人の方については、督促、催告のうえ、11月には平成23年度返還分の督促を含めて最終催告を行っておりますが、納付期限である11月15日においても返還手続に応じていただかず、かつ、現在のところ納付の確認もできておりませんので、裁判に向けた手続に着手するというものでございます。

「1 裁判手続着手対象者と実施内容について」でございます。No.3借受者Cとしてございますが、借受者及び連帯保証人を裁判対象者として、滞納額100万8,000円の返還を請求することとし、民事訴訟の方法で平成25年3月に裁判に着手することを予定するというものでございます。

なお、これらの裁判手続着手の具体的な確認手順につきましては、（参考1）として、下段のほうでございますけれども、これまでの監理委員会で確認された内容を記載しております。また、50万円以上の高額滞納者の内訳につきましては、4ページに（参考2）ということで一覧を示してございます。これによりますと、No.3のCまでが対象となっているということでございます。

次に、戻りまして「2 今後の裁判手続に向けた予定について」でございます。まず、「（1）平成24年12月3日 法的措置通知書の送付」のとおり、先ほどの対象者に対して、滞納額全額の納入を再度催告するとともに、返還に応じていただけない場合は法的措置、この場合は民事訴訟を想定しておりますが、これを実施することを通知いたします。ただし、この場合においても、滞納額全額の納入ま

たは分納誓約のうえ、初回分を納入したときには裁判手続を取りやめることといたします。

次に、「（２）平成２５年２月～３月 市会への付議・議決」のとおり、法的措置通知書の送付にかかわらず、返還に応じていただけなかった場合には、市会に訴えの提起を付議し、御審議をお願いすることとなります。

そして、市会で御承認いただけた場合は、「（３）平成２５年３月末 裁判着手」のとおり、速やかに裁判に着手することといたします。

概要は以上のとおりでございます。

次に、案件の具体的状況を御報告させていただき、裁判着手の要件を満たしているかなどの観点から御審議いただく必要がございますが、個人情報に関する内容にも触れることになるため、これからの進行について改めて御提案をいたします。

○事務局

ただ今御説明いたしましたように、本件につきましては、借受者個人のプライバシーに配慮する必要がございます。ついては、これ以降の報告について非公開とさせていただきますということでしょうか。

○安保委員長

ただ今事務局から説明がありましたように、本件について、この委員会で慎重に審議するには本件の借受者御本人のプライバシーに関わる個別的な内容について審議する必要がありますので、以降は非公開としたうえで審議したいと思います、委員の皆様、よろしいでしょうか。

そうしましたら、本件は非公開で行うことといたします。

それでは、本件以外の審議で、公開できるところについて先にさせていただいて、最後に本件を非公開として審議をさせていただきたいと思います。

委員の皆様、そのほかのところで何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

そうしましたら、事務局のほうからいかがでしょうか。

○事務局

それでは、本日の議事録についてでございます。事務局で案を作成し、委員長に御確認いただいたうえで公表させていただきます。この後、非公開で御審議いただいた部分につきましても、公開が可能な範囲での公表をさせていただきたいと考えておりますのでどうぞよろしくお願い申し上げます。

次回以降の委員会の日程でございますが、今期予定しております監理委員会の日程につきましては、本日の委員会が最後となります。先生方には、誠にありがとうございました。次回につきましては、次期委員の皆様、今後の事務の進捗状況につきまして、平成25年6月ごろを目途に平成24年度の実施状況、裁判手続の実施状況の御報告をさせていただきます。

なお、個別の案件が出てきましたら、随時委員の皆様と日程調整をさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

○安保委員長

そうしましたら、平成24年度における裁判手続の実施については、以降非公開で審議を行いたいと思います。

〔傍聴者退席〕

※ 以降の非公開による審議部分に係る記載については、プライバシーに配慮し、全体を要約した表現に修正しています。

そうしましたら、事務局から本件について、先ほど説明していただいたのに加えて御説明をお願いします。

○事務局

それでは、先ほどに引き続きまして、ただ今配付いたしました「裁判手続着手対

象者の具体的な状況について」に基づき、御説明をいたします。

なお、裁判手続着手への具体的な手順といたしましては、先ほども申し上げましたけれども、資料５の（参考１）にまとめてございますので、必要に応じて御覧いただきたいと思います。

では、「１　Ｃ（借受者）及びＺ（連帯保証人）について」でございます。

詳細内容につきましては、調書としてまとめてございますので、併せて御覧をいただきたいと思います。

「（１）　裁判着手の要件への適合状況」でございます。滞納額につきましては、要件として「滞納額が１００万円以上の者」としたところでございますが、「貸与の状況」としましては、大学分で総額４０３万２，０００円を貸与し、「返還の状況」としまして６０万４，８００円は既に自立促進援助金で返還済みとなっており、それ以外で、個人からの返還は一切なく、返還残額が３４２万７，２００円となっており、うち１００万８，０００円が滞納となっております。１００万円を上回っておりますことから、要件を満たしているということでございます。

次に、「イ　督促・催告の実施状況について」でございます。要件といたしましては、「督促後約１年をかけて４回程度の催告をしても返還に応じない者」としてございます。「督促・催告の実施状況」に記載しておりますように、１９・２０年度返還分では督促後７回の催告、平成２１年度返還分では督促後６回の催告、また平成２２年度返還分では督促後２回の催告をしております、それぞれ督促後３箇月又は６箇月ごとに催告を実施しております。さらに、平成２３年度返還分の督促と合わせて最終催告をしておりますので、債務者に対して１年以上をかけ４回程度の催告をしているということになります。また、最終催告の履行期限後も返還には応じていただいておりますので、要件を満たしていると考えております。

次に、「ウ　資力の有無について」でございますが、資力調査の結果、資力がないことが明らかとは言えず、資力があると判断しております。

次に、「（２）　裁判手続の相手方の確認について」でございます。これは、借

受者本人及び連帯保証人の両方を基本としておりますが、連帯保証人のみを相手方とする例外的な取扱いを認めているところでございます。この点について、9月以降、数回にわたり連帯保証人に対して借受者本人への人権上の配慮が必要かどうかを確認しております。連帯保証人からは、奨学金の手続をしたのは連帯保証人であるため、借受者を訴訟対象から外してほしいとの申出がありました。申出に合理的な理由があるのかを確認するために、借受者本人の状況を聞きましたところ、本人は連帯保証人と同居しており、旧同和地区出身者であること及び奨学金貸与のことは知っているとのことでした。したがって、連帯保証人のみを相手とする例外的な取扱いに示しておるような人権上の配慮が必要とされる事例には該当しないということで、合理的な理由のある申出とは判断ができなかったものでございます。そのため、連帯保証人には借受者を訴訟対象から除外する条件に該当しないことを伝えたく、やむを得ず借受者に対して直接催告書及び最終催告書を送付いたしております。

その後、再度連帯保証人に対しましては借受者の状況や事情を確認しようとしたしましたが、「借受者は関係ない。」と主張され、説明が得られなかったため、現在のところ、原則どおり借受者本人及び連帯保証人を相手方とせざるを得ないと判断をしております。ただし、今後、仮に保証人から人権上の配慮に相当するような理由が申し立てられた場合は、申立て内容を精査したいと考えております。これまでに把握している状況からいいますと、要件に該当する可能性は低いと考えておりますけれども、要件に該当する場合には、例えば事実上の婚姻関係にあって相手方に旧同和地区の出身等を知らせていないというような場合については借受者を除外したいと考えております。

最後に、「（３） 裁判手続の方法について」でございます。これは、基本的には自主的な解決を図ることを目的として民事調停を申し立てることとしておりますが、訴訟で争う意思を再三にわたり示されていると認められる場合には、民事調停が成立する見込みが乏しいため、民事訴訟の提起を検討するとしてきたものでござ

います。連帯保証人においては、これまでから奨学金制度の見直しに納得しておらず、返還意思はなく、訴訟で争うという意思を度々示されておりまして、最終催告送付後の11月8日にも面談をいたしました。それらの意思に変化は伺えなかったものでございます。

また、借受者本人につきましては、直接話ができておりませんが、最終催告等を送付しても一切連絡がないため、連帯保証人と同様の意向であると考えざるを得ないと思っております。したがって、この場合、民事調停が成立する見込みは乏しいことから、やむを得ず民事訴訟を提起するのが適当であると判断をしております。

事務局からの説明は以上でございます。御審議をよろしくお願いいたします。

○安保委員長

ありがとうございます。そうしましたら、御質問等はございますでしょうか。

この借受者の方は連帯保証人と同居されていて、婚姻されてはいないのですか。

○事務局

住民票上はそうなっております。住民票と違う居住実態があるとかというような特別の申立てであれば違う要素がありますが、私たちが知り得る状況の中では、今おっしゃられたとおりです。

○安保委員長

田多委員、いかがでしょうか。

○田多委員

連帯保証人の方が、制度の見直しを京都市が勝手にやったと思い込んでおられるようですけれども、話し合いでもう少し納得していただけないでしょうか。

○事務局

この方については、お話を聞いていただけない方ではないので、督促、催告に加え、これまでから監理委員会における議論も含め、見直しの経過についての御説明をしてまいりました。特にこの制度見直しにつきましては、行政側が適切な時期に

見直しができなかったということが大きな背景にあることでございますから、その辺りのお詫びもしてまいりましたけれども、やはり納得いかないということでございます。これだけの経過を踏まえておりますので、説明をしても理解をいただくのは難しいのではないかと考えております。

○安保委員長

西田委員，いかがでしょうか。

○西田委員

いや，特段ありません。

○安保委員長

山下委員は。

○山下委員

確認なのですけれども、このZさんは、裁判の結果には従うので本人は外してほしいとおっしゃっているということですが、訴訟するということと理屈は矛盾はしませんけれども、裁判の結果に従うということは、あくまでも自分の主張をとことん尽くした上で判決に従うという意味なのですか。

○事務局

おっしゃるとおりだと思います。

○安保委員長

ほかに御質問はないでしょうか。

裁判後に履行期が到達するものがありますよね。そうすると、請求の趣旨も追加というか、拡張されていくということですね。

○事務局

はい。そのとおりです。

○安保委員長

もし、裁判が長く続いたら、長く続いてほしくはないですけれども、長く続いた場合は最終的には342万円の返還ということに。ないとは思いますが。

○事務局

1年で終結するというのは今のところちょっと考えにくい感じがいたしますので、金額は今おっしゃったように拡張していくような形で対応をしております。

○山下委員

以前確認したことがあったと思うのですが、本来、債務の履行を明らかにしない人については、将来請求という形で未到来の分も裁判所が認める可能性はあると思うのですが、今回の争う方針としては、期日到来分のみを加えるということですか。

○事務局

はい。そのとおりです。

○安保委員長

今年度は一人ですが、次年度以降になってくると、随分人数が増えてまいりますか。

○事務局

資料5の（参考2）「50万円以上の高額滞納者の内訳（平成24年10月末時点）」にありますが、今後の見込みで申し上げますと、「50万円以上の高額滞納者の今後の見込み（平成24年10月末日現在）」というのが資料1の4ページに（4）として書いてございます。25年度に2人、26年でも2人ということになっております。また、表中の括弧内の人数は、（注3）で書いてございますように、裁判で争う意思が明確な方の人数となっております。25年度の1人については訴訟で争う意思を明確にされており、この方についてはお話ができますので確認をしておりますけれども、特にその意思の変更はないということでございますので、まずこの部分については対応することになるかと思っています。ただ、ほかの3名の方については、裁判で争うという意思までは確認できておりませんので、今後のお話の進展によれば、対象から外れる可能性もあります。ただ、一方では、なかなか面談自体が極めて困難といいますか、対応いただけないという状況もあり、極

めて手が打ちにくい方もいらっしゃるので、来年度は民事調停をしなければならない可能性がかなり高いのかなという状況になっております。

○安保委員長

ほかに御質問、御意見はございませんでしょうか。

そうしましたら、本件、「平成24年度における裁判手続の実施について」は承認するというところでよろしいでしょうか。

では、本日の案件はすべて終了いたしましたので、以上をもちまして第8回の会議を終了いたします。本日はどうも御苦勞さまでございました。